「新型コロナウイルス感染拡大防止等のための 欠席等の扱い」の変更についてのご連絡

~2024年度からの学校感染症の欠席等の扱いについて~

2024.4.1 立教池袋中学校・高等学校

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、2023年5月8日に「5類」に移行しました。学校保健安全法上の扱いも、インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5NI)を除く)と同じ、第2種に分類されました。これに伴い、2024年度からは、以下の通り、欠席等について扱うものとします。

また、インフルエンザ・ノロウイルス感染症及び、他の学校感染症の欠席に関する手続きに関しましても、一部変更があります。以下の通り、ご対応のほどお願いいたします。

なお、本資料は学校 HP の「学校からのお知らせ」または「生徒・保護者のみなさまへ」からもご覧いただけます。また、「罹患証明書」「登校許可書」は HP 上の本資料にリンクを貼ってありますのでご利用ください(「生徒・保護者のみなさまへ」からもご覧いただけます)。

(1)新型コロナウイルス感染症に関する欠席について

I. 受診した際、医師から新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合は、罹患証明 を受けてください。

本校所定の「<u>罹患証明書</u>」、または受診した病院の様式の物でも結構ですので、新型コロナウイルス感染症に罹患した旨の診断を書面にしたものをもらって、再登校時提出してください。再登校前に再度受診し、「登校許可書」をもらう必要はありません。<u>症状が出て最初に受診した際に、</u>罹患証明を受けるのを忘れないよう、ご注意ください。

2. 出席停止とその期間について

出席停止となるのは、新型コロナウイルス感染症と診断された場合のみとします。発熱等の症状で新型コロナウイルス感染症の罹患を疑ったとしても、受診しない場合、受診しても新型コロナウイルス感染症の診断がなされなかった場合は、通常の欠席となります。

【出席停止期間】

発症日を O 日とし、 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 I 日を経過するまでとなります。 5 日を経過しても症状が治まらない場合は、引き続き登校できるようになるまで、出席停止とします。

なお、出席停止解除後、発症から IO 日を経過するまでは、感染予防のため、マスクの着用が推 奨されています。感染拡大防止にご協力をお願いします。

- (2) インフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)に関する欠席 について
 - I. 受診した際、医師からインフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)の診断がされた場合は、罹患証明を受けてください。

インフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)に罹患した場合の出席停止による欠席の手続きも、新型コロナウイルスの手続きに準じます。本校所定の「**罹患証明書」**、または受診した病院の様式の物でも結構ですので、罹患した旨の診断を書面にしたものをもらって、再登校時提出してください。再登校前に再度受診し、「登校許可書」をもらう必要はありません。<u>症</u>状が出て最初に受診した際に、罹患証明を受けるのを忘れないよう、ご注意ください。

2. 出席停止とその期間について

出席停止となるのは、インフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)と診断された場合のみとします。発熱・下痢・嘔吐等の症状での罹患を疑ったとしても、受診しない場合、受診してもインフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)の診断がなされなかった場合は、通常の欠席となります。

※ノロウイルス感染症に関しては、簡易検査キットは無く、症状からの診断になります。そのため、ノロウイルス感染症ではなく、感染性胃腸炎の罹患証明となります。**「罹患証明書」**には、「胃腸炎」ではなく、感染性のあるものだということを証明するため、必ず「**感染性胃腸炎**」と記入してもらってください。

【出席停止期間】

インフルエンザ : 発症日を 0 日とし、 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで

この期間を過ぎても症状が治まらない場合は、引き続き登校できるよう

になるまで、出席停止とします。

感染性胃腸炎: 下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良い状態になれば登校可能です。

(ノロウイルス感染症) 必要な欠席日数の定めはありません。感染性胃腸炎では、回復後も数週

間にわたって便からウイルスが排出されることがあります。回復後も、

トイレの後の手洗いの励行をお願いします。

(3)上記以外の学校感染症に関する欠席について

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎を除く第 I 種から第 3 種までの 学校感染症(水痘・流行性耳下腺炎・風疹等)に関しましては、通常通り、症状が改善し、出席 停止期間を終え、医師の登校許可が出た時点で、医師に「<u>登校許可書</u>」を記入してもらい、持 参の上、登校してください。「**登校許可書**」は、学校の書式でも、病院の書式でも構いません。

(4) その他

- ・学校感染症に罹患した場合は速やかに学校にご報告をお願いします。
- ・・出席停止の感染症と出席停止期間については、「スクールハンドブック」の「施設の利用法」の「保健室」のページに記載があります。ご確認ください。

学校感染症での欠席に関する手続きのまとめ

▶ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・感染性胃腸炎

- 病院を受診し、上記の診断がされたら、医師に「<u>罹患証明書</u>」を記入 してもらう。出席停止期間を過ぎた後、「**罹患証明書**」を持参の上登 校する。登校再開時に再度受診し、登校許可書をもらう必要はない。
- ▶ 上記以外の学校感染症(水痘・流行性耳下腺炎・風疹等)
- 病院を受診し診断された後、症状が改善し、出席停止期間を終え、医師の登校許可が出た時点で、医師に「<u>登校許可書</u>」を記入してもらい、 持参の上、登校する。